

パパ・ママ育休プラス制度適用における 育児休業手当金の受給期間の 延長要件が見直されました

組合員が育児休業を取得し、組合員の配偶者がお子様の1歳に達する日以前に育児休業等をしている場合には、お子様が1歳2か月に達する日までの期間、育児休業手当金を受給することができるとされています。

今般、当該育児休業手当金を受けている場合において、保育所に入所できない等の理由により支給期間を1歳2か月から1歳6か月に延長する際の要件について次のとおり見直しされました。

改正前

保育所への入所申込日及び入所希望日は子が1歳に達する日以前であること（子が1歳に達する日以前を入所希望日とする保育所への入所申込みを行っていることが必要）。

改正後

保育所への入所申込日及び入所希望日は休業終了予定日（最長で子が1歳2か月に達する日）以前であること。